

## 岡山県地域・職域保健連携推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等)の予防においては、個人の主体的な健康づくりへの取組に対し、継続的かつ包括的な健康教育等の保健事業による生涯を通じた健康管理の支援が必要であるため、地域保健に関わる者と職域保健に関わる者との広域的な連携を図ること(以下「地域・職域保健連携」という。)により、地域の実情に応じた協力体制及び健康管理体制の整備・構築に資することを目的として、岡山県地域・職域保健連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、県民の健康増進活動を支援する事業の共同実施その他の地域・職域保健連携による保健事業を企画、実施及び評価するほか、次の各号に掲げる事項の企画、実施及び評価(以下「企画等」という。)を行う。

- (1) 地域保健及び職域保健の事業に関する情報の交換及び健康情報の分析、共有に関すること。
  - (2) 県内における健康課題の明確化及び共有に関すること。
  - (3) 地域保健関係施設等の相互有効活用に関すること。
  - (4) 疾病の予防を重視した取組の推進及び効果的な保健指導の検討に関すること。
  - (5) 二次保健医療圏域協議会(仮称)への助言、評価等その取組に関する広域的調整に関すること。
- 2 協議会は、前項の企画等を行うに当たっては、地域特性を勘案するとともに、岡山県保険者協議会との適切な連携を図るものとする。

### (組織及び運営)

第3条 協議会は、地域保健及び職域保健の行政機関、関係機関、事業所等の代表からなる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。

### (任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、任期期間満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

### (関係者の出席要請等)

第6条 会長は、協議会が必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第3条第1項の規定による最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。